



19消安第14397号
平成20年3月21日

北海道 知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

動物用生物学的製剤のうち、ワクチンについて「シードロット・システム」を新たに導入するため、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき定められた動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）の一部が別紙のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧を願います。

また、シードロットシステムの導入に併せてシードロット製剤の製造販売承認申請のための取扱い等について追加する必要があることから、「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願います。